

都市再生整備計画事業の交付対象事業について

市町村が都市再生整備計画事業を位置づけた社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには、都市再生整備計画を位置づけた社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要です。

都市再生整備計画には、基幹事業・提案事業の2つの事業を位置づけることができます。

都市再生整備計画の計画期間は、概ね3～5年です。その後も継続して事業を行う場合には、第2期の計画を作成することが可能です。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

交付対象

市町村または協議会が実施する以下の事業

	対象事業名	対象施設等	
基幹事業	道路		
	公園		
	河川		
	下水道		
	駐車場有効利用システム		
	地域生活基盤施設	緑地	
		広場	
		駐車場(共同駐車場含む)	
		自転車駐車場	
		荷物共同集配施設	
		公開空地(屋内空間も含む)	
		情報版	
		地域防災施設	
	高質空間形成施設	緑化施設等	
		電線類地下埋設施設	
		電柱冷暖房施設	
		歩行支援施設・障害者誘導施設等	
	高次都市施設	地域交流センター	
		観光交流センター	
		まちおこしセンター	
		子育て世代活動支援センター	
		複合交通センター	
		人工地盤等	
	既存建造物活用事業		
	土地区画整理事業		
	市街地再開発事業		
	住宅街区整備事業		
地区再開発事業			
バリアフリー環境整備促進事業			
優良建築物等整備事業			
住宅市街地総合整備事業			
街なみ環境整備事業			
住宅地区改良事業等			
都心共同住宅供給事業			
公営住宅等整備	公営住宅		
	地域優良賃貸住宅		
都市再生住宅等整備			
防災街区整備事業			
提案事業	事業活用調査		
	まちづくり活動推進事業		
	地域創造支援事業	市町村の提案に基づく調査・事業	

※都市再生整備計画に位置づける事業は基幹事業のみでも可能。ただし提案事業のみでは不可。

※市町村以外の者(NPO法人等)が市町村から、その経費の一部に対して補助を受けて実施すること(間接交付)も可。(一部事業を除く)

都市再生整備計画事業の国費率について

都市再生整備計画に位置づけられた事業の実施に必要な事業の概ね**4割**を交付します。

国費率の算定方法

① 交付対象事業費(A+B)の

i) 40% または ii) **45%**

[ii) は国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区 ※1 の場合]

② 基幹事業(A)の

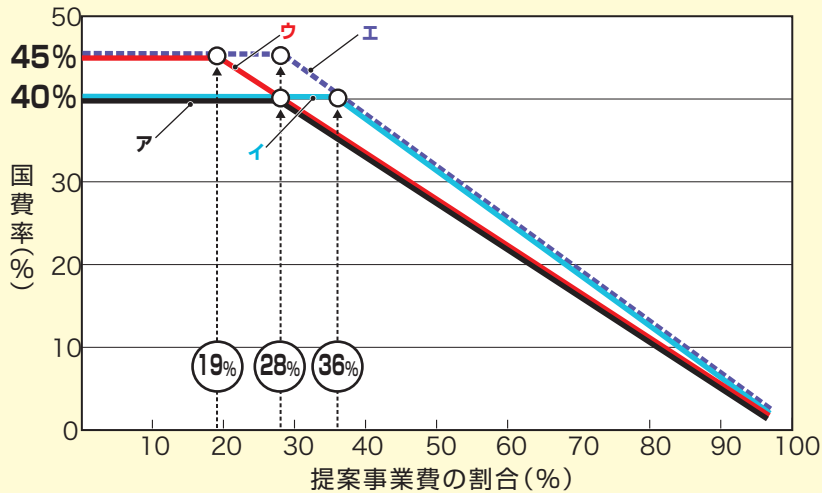
a) 10/9 の 1/2 または b) **10/8** の 1/2

[b) は認定中心市街地活性化基本計画に関する一定の要件を満たす地区 ※2 の場合]

①、②のいずれか少ない金額となる率が国費率となります。

交付対象事業費に占める提案事業費割合と国費率の関係

上記により交付対象事業費に占める提案事業費の割合と国費率の関係を図示すると下図のようになります。



ア 通常の地区の場合 i) または a)

イ 認定中心市街地活性化基本計画に関する一定の要件を満たす地区 ※2 の場合 i) または b)

ウ 国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区 ※1 の場合 ii) または a)

エ イ、ウ両方の要件を満たす地区の場合 ii) または b)

例) i) 式 = a) 式となる場合の
基幹事業 A : 提案事業 B = 72% : 28%

※1 国として特に推進すべき施策への支援の強化

都市再生整備計画の区域及び事業に関する一定の要件を満たすことが必要です。

【区域に関する要件】(都市再生整備計画の区域が以下の区域に含まれていることが必要)

- 都市再生緊急整備地域の区域
- 認定中心市街地活性化基本計画の区域
- 認定歴史的風致維持向上計画の区域
- 認定先導的都市環境形成計画の区域
- 地域公共交通総合連携計画及び認定都市・地域総合交通戦略の区域

このほか事業に関する要件があります。詳細は「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

※2 中心市街地活性化に関連する地区における提案事業への支援の拡充

- 都市再生整備計画区域と認定中心市街地活性化基本計画の計画区域の重複する部分が、いずれかの区域の概ね**3分の2以上**であり、かつ、商業、業務及び居住等の都市機能が相当程度集積し、認定基本計画に位置づけられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含むこと。
- 主たる提案事業が、認定中心市街地活性化基本計画に位置づけられていること。